

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

福島市上下水道局より大切なお知らせ

2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります



指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※指定を受けた日によって、更新までの有効期限が異なります(下表参照)。

指定を受けた日	更新までの有効期限
H10.4.1～H11.3.31	R7.9.29まで
H11.4.1～H15.3.31	R8.9.29まで
H15.4.1～H19.3.31	R9.9.29まで
H19.4.1～H25.3.31	R10.9.29まで
H25.4.1～R1.9.30	R11.9.29まで
R1.10.1以降	事業者証に記載の有効期限まで

更新については、対象となる指定給水工事事業者様宛に、ダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)に準拠

- ① 給水装置主任技術者の選任
 - ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

- ※省令第18条に準拠
- ・様式第一号及び第二号
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考資料)

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料(参考資料)

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)



更新手続きの通知が届きましたら、速やかに手続きをしてくださいませようお願いします。

◇更新制度に関するお問い合わせ先◇
福島市上下水道局給水課給水装置係
電話番号：024-535-1126